回りの弧で結んだ線、(エ)と(オ)を結んだ線及び(オ)と(ア)を同点を中心とする半径七二海里の反時計回りの弧で結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で、海面から高度二四四メートルまでの間

(ア) 北緯二七度〇五分二六秒　東経一二六度四二分五九秒
(イ) 北緯二七度〇四分四五秒　東経一二六度三九分〇五秒
(ウ) 北緯二七度三〇分一四秒　東経一二五度五六分五三秒
(エ) 北緯二八度一七分一四秒　東経一二七度〇七分五三秒
(オ) 北緯二七度三二分〇二秒　東経一二七度二五分三五秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百十号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成三十年五月十七日　防衛大臣　小野寺五典

区域の名称	制限又は禁止区域	期間	条件
静内対空射撃場水域（北海道日高郡新ひだか町静内浦和地先）	一区域　北緯四二度一八分二六秒、東経一四二度二六分三三秒の基点を中心とする半径四〇、〇〇〇メートルの圏中、真方位一八〇度から二七〇度までの射界を形成する扇形区域内の海面 二区域　北緯四二度一八分二六秒、東経一四二度二六分三三秒の基点を中心とする半径二〇、〇〇〇メートルの圏中、真方位一八〇度から二七〇度までの射界を形成する扇形区域内の海面	一区域　平成三十年七月一日から同年八月三十一日までの間、毎日午前八時から午後五時三十分まで 二区域　平成三十年六月一日から同月三十日までの間、九月一日から同年四月十五日までの間及び平成三十一年二月十日から同月二十五日までの間、それぞれ毎日午前八時から午後五時三十分まで	全ての漁船の操業の禁止

○防衛省告示第百十一号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百五条第一項の規定により、漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を次のとおり定める。

平成三十年五月十七日　防衛大臣　小野寺五典

区域の名称	制限又は禁止区域	期間	条件
佐多対空射撃場水域（鹿児島県肝属郡南大隅町佐多辺塚地先）	北緯三一度〇六分三三秒、東経一三〇度五〇分四七秒の基点を中心とする半径一二、〇〇〇メートルの圏中、真方位一二五度から二一五度までの射界を形成する扇形区域内の海面	平成三十年五月二十五日から同年八月三十一日までの間、毎日午前六時から午後四時まで	全ての漁船の操業の禁止

○防衛省告示第百十二号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百五条第一項の規定により、漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を次のとおり定める。

平成三十年五月十七日　防衛大臣　小野寺五典

区域の名称	制限又は禁止区域	期間	条件
静内対空射撃場水域（北海道日高郡新ひだか町静内浦和地先）	一区域　北緯四二度一八分二六秒、東経一四二度二六分三三秒の基点を中心とする半径四〇、〇〇〇メートルの圏中、真方位一八〇度から二七〇度までの射界を形成する扇形区域内の海面 二区域　北緯四二度一八分二六秒、東経一四二度二六分三三秒の基点を中心とする半径二〇、〇〇〇メートルの圏中、真方位一八〇度から二七〇度までの射界を形成する扇形区域内の海面	一区域　平成三十年七月一日から同年八月三十一日までの間、毎日午前八時から午後五時三十分まで 二区域　平成三十年六月一日から同月三十日までの間、九月一日から同年四月十五日までの間及び平成三十一年二月十日から同月二十五日までの間、それぞれ毎日午前八時から午後五時三十分まで	全ての漁船の操業の禁止

○東北地方整備局告示第百四十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年五月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年五月十七日　東北地方整備局長　津田　修一

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四十五号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
宮城県本吉郡南三陸町歌津字町向一四二番二から同町歌津字峰畑無番まで	前 A	一九八・〇メートル	〇・四キロメートル	上記A・B・C・D・E及びFは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前 B	八七～九五	〇・一	
	前 C	六四・八	〇・一	
	前 D	八五～九五	〇・一	
	前 E	七九～八四	〇・一	
	前 F	一五～一六	〇・三	
	後 A	二〇八・〇	〇・四	
	後 B	八四～九五	〇・一	
	後 C	六九～七五	〇・一	
	後 D	八二～八四	〇・一	
	後 E	一五～一六	〇・三	
	後 F	八七・六	〇・三	

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百四十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年五月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年五月十七日　東北地方整備局長　津田　修一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	宮城県本吉郡南三陸町歌津字町向一三三番三から同町歌津字伊里前六一番まで	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成三十年五月十七日